

JIS

UDC 661.731.7 : 547.292'212

K 1513

酢 酸 エ チ ル

JIS K 1513⁻¹⁹⁹⁴

(2002 確認)

(2006 確認)

平成 6 年 2 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 28.5.25 改正：平成 6.2.1

官 報 公 示：平成 6.2.8

原案作成協力者：酢酸工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学製品部会（部会長 中島 利誠）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日 本 工 業 規 格

JIS

酢 酸 エ チ ル K 1513-1994

正 誤 票

ペ ー ジ	位 置	誤	正
7	3.7(5)の2行目	$P = \{ \dots \} + \frac{S_{EA}}{S_{TL}}$	$P = \{ \dots \} \times \frac{S_{EA}}{S_{TL}}$

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課 (☎ 100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

1994.8 日本規格協会 発行

白
紙

酢 酸 エ チ ル

K 1513-1991

Ethyl acetate

 $\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5$ $\text{FW} : 88.11$

1. 適用範囲 この規格は、工業用の酢酸エチルについて規定する。

備考1. この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. この規格の対応国際規格を、付表2に示す。

2. 品質 品質は、3.によって試験したとき、表1のとおりとする。

表1 品質

項目	品質
外観	異物がなく透明な液体
色 ハーゼン色数	10以下
密度(20℃) g/cm ³	0.897~0.902
純分 %	99.0以上
水分 %	0.1以下
蒸発残分 %	0.005以下
酸分 %	0.002以下

3. 試験方法

3.1 一般事項 試験について共通する一般事項は、JIS K 0050による。

3.2 数値の丸め方 JIS Z 8401による。

3.3 試料採取方法 品質を均一とみなすことができる1ロットから製品の容器の種類によって、次に規定する方法で代表試料を採取する。

なお、ロットの設定、試料採取の時期及び場所については、当事者間の合意による。

3.3.1 大形容器(タンク、タンク車、タンクローリー、タンカーなど)の場合

(1) 要旨 大形液体試料採取器を用いて、容器内容物を所定の位置から採取し、所定の割合で適切な試料容器に移し、よく混合して代表試料とする。

(2) 器具

大形液体試料採取器 栓付きの金属製で規定の深さの所まで入れて栓を開き、試料を満たした後、そのまま取り出すことができるもの。例を図1に示す。